

神戸市総合基本計画策定に係る市民参加型コンテスト等の企画・運営業務 委託仕様書

1. 業務件名

神戸市総合基本計画策定に係る市民参加型コンテスト等の企画・運営業務

2. 業務目的

令和7年度末に改定時期を迎える本市の総合基本計画（基本構想・基本計画・実施計画）の策定に向け、令和5年度から『次期総合基本計画策定プロジェクト』を進めている。

各種計画策定を市民等の市政への関心向上や市政参画の機運醸成につなげることを目指しており、本業務では多くの市民・市外在住者、企業等が参画したいと思えるような仕掛けを施した市民参加型コンテストを開催し、神戸の将来像を描いた作品等を収集する。

3. 業務内容

(1) 市民参加型コンテストの企画・運営

市民等（特に神戸の将来を担う若い世代）に総合基本計画策定への関心を持ってもらい、市政参画の第一歩として気軽に参加してもらうため、デジタルツールを活用した3つの市民参加型コンテストを開催する。具体的には下記のとおり、コンテストの企画・運営や、募集フォームの作成、収集した作品の審査、結果の公表等の一連の業務を行う。

なお、本業務の実施にあたっては、本市が指定する学生と協働して企画・運営を行うこと。

【概要】

開催内容：①神戸の魅力発見 フォトコンテスト（仮称）

令和5年度に市民等から収集した「神戸の魅力」にかかる意見から、複数のテーマを掲げ、そのテーマに沿った写真を募集する。

（例：神戸の「山」「海」「坂道」など）

②未来からの手紙コンテスト（仮称）

2035年（令和17年）の未来を想起させる文章やメッセージ等を募集する。

③デジタル絵画コンテスト（仮称）

未来の神戸の風景や未来空間のイメージを表現したデジタル絵画、イラスト等を募集する。

開催時期：令和6年夏～秋頃

業務内容：コンテスト全体の企画・運営

募集フォームや専用WEBページの作成（※多言語対応に配慮すること）

コンテスト開催の広報周知（※チラシやWEBバナー等独自の広報デザイン・ツールの作成を含む）

応募作品の収集、応募者からの質問等に対する対応
応募作品データの及び応募者の個人情報の管理
応募作品データの審査
入賞者への賞品の手配及び発送事務
専用 WEB ページ等での審査結果の公表
その他関連する事務

(2) 協賛企業の確保

「次期総合基本計画策定プロジェクト」では多数の企業の参画が期待されることから、できるだけ多くの協賛企業を募り、所属する社員等への当該プロジェクトの周知・参加依頼や、上記(1)のコンテストの周知協力及び入賞者への賞品確保等を実施する。

なお、協賛企業は「次期総合基本計画策定プロジェクト」の趣旨に賛同し、賞品等(自社製品など)の提供や事業への参画に意欲的な企業とする。また、協賛企業の選定にあっては本市と協議するものとする。

(3) その他効果的な取り組み

委託業務の範囲において、受託者独自の発想で行う取り組みの提案は妨げない。

4. 各コンテスト開催の注意事項

受託者は、本業務の実施にあたり、以下の事項に留意すること。

(1) 全体

- ・企画や運営にあたって発生した課題への対応などは、その都度必ず本市と協議しながら対応すること。
- ・随時、募集状況や収集作品などを本市に報告すること。
- ・本業務は『次期総合基本計画策定プロジェクト』の一環として実施するものであり、本市が本業務と並行して別途実施する市民意見収集等との事業間連携についても、本市の求めに応じて検討を行うこと。

(2) コンテスト

①作品の募集

- ・コンテストの専用 WEB ページを作成し、各コンテストの募集要領を作成のうえ、適宜応募状況の進捗などを掲載すること。
- ・作品はデータでの提出を想定し、専用の募集フォームを構築すること。
- ・各コンテストの応募総数が 1,000 件以上となる規模感(デジタル絵画は 500 件以上)とするため、チラシや WEB バナー等独自の広報デザイン・ツールの作成及び発信により幅広い周知を行うこと。
- ・なお、作成した広報ツール及びデザインは本市独自の広報にも活用するため、本市に提供すること。また、SNS を活用する場合は、本市公式のアカウントでも発信する。

- ・第三者の肖像権・著作権等を侵害しないよう募集方法を検討のうえ実施すること
（例：生成 AI による作品の取扱い等）。また、応募作品は、一時利用及び二次利用共に無償で本市が使用できるように募集すること。

②審査

- ・入賞作品の審査は1次と2次の2回を想定している。なお、応募状況等により、審査方法を変更する場合がある。
- ・1次審査にあたっては、本市より指定する審査員のほか、本市が指定する学生の参画を想定している。なお、審査方法の検討や、審査日程等の調整は受託者が行うこと。
- ・2次審査にあたっては、本市より指定する審査員のほか、学習用端末（GIGA 端末等）を活用した市内小中学生および高校生の参画を想定している。なお、審査方法の検討や、審査日程等の調整は受託者が行うこと（教育機関との調整は本市が行う）。

③結果の公表等

- ・専用 WEB ページで応募件数や審査結果（入賞作品の発表含む）を公開すること。
- ・入賞者への賞品の発送や、発送にかかる連絡調整を行うこと。
- ・専用 WEB ページの保守管理を契約期間の間実施すること。

④実績報告

- ・各コンテスト終了後、応募のあった作品及び応募者属性（年齢・性別・居住地など）等をまとめた実績報告書を提出すること。
（提出期限：審査終了後、2か月以内）

5. 委託期間

委託契約日から令和7年3月31日

6. 業務の進捗報告・成果品

- （1）業務の進捗に応じて、定期的に神戸市に対して報告、調整を行うこと。
- （2）本市から求めがあった場合は、業務の進捗状況及び検討中の内容等に関して本市に対して報告を行うこと。
- （3）本業務の成果品である最終報告を以下のとおり作成し、納品すること。成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で補正等すること。

・ 電子データ	1式
---------	----

電子媒体の提出の際には、データの破損等のエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出するものとする。

なお、電子納品に係る費用は、諸経費に含む。

7. 納品場所

神戸市企画調整局政策課

8. 委託料の支払い

本業務の委託料は、原則、業務終了後に全額を支払う。

なお、業務実施に要する一切の費用（本市より指定する審査員・学生への謝礼支払いを除く）は、本業務の委託料に含まれるものとする。

9. その他留意事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

(3) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 情報セキュリティ

業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のページを参照すること。

<<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>>

(5) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。定めのない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。

(6) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。